

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年11月19日同意した。

平成19年11月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
まんのう町	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）公文地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）中所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）薬師堂地区